

桜島学校 校章制作者の選定方法

1. これまでの決定事項

- 校歌・校章は、開校前までに教育委員会が予算の範囲内で新たに作成することとし、一般公募ではなく、専門家等への制作依頼やコンペ方式を検討する。
※令和 5 年 7 月 24 日開催の第 12 回整備検討員会で了解済み。
- 校章作成のコンセプトや使用方法・使用範囲などを付して専門家に複数案のデザイン作成を依頼する。
制作を依頼する専門家の選定方法は、現在、検討中。
※令和 6 年 2 月 28 日開催の第 17 回整備検討委員会で了解済み。
- 校章作成に係るアンケート
専門家に、デザインの複数案制作を依頼する。
複数案を住民アンケートしたうえで意向調査を行い、最終案を選定する。
※令和 6 年 2 月 28 日開催の第 17 回整備検討委員会で了解済み。

2. 制作物

- (1) 校章
 - ・桜島学校を象徴するシンボルマーク（図）・紋章
- (2) ロゴマーク
 - ・シンボルマーク（図）及びロゴタイプ（文字）により構成されるもの
 - ・ロゴタイプは、和文及び英文の 2 パターンとする。

《参考》校章とロゴマークの制作パターンのイメージ

○校章



○ロゴマーク

校章デザインとロゴタイプを
組合せるパターン



校章の変形デザインとロゴタイプを
組合せるパターン



3. 想定される使用方法・使用範囲

(1) 校章

- ・学内の建造物、校旗などの物品
- ・卒業証書、賞状、賞品、記念品等
- ・学生手帳、身分証明書等
- ・学校や教育委員会が作成する印刷物、ホームページ
- ・学校が作成し使用する封筒類の文具等
- ・学校教職員が業務のために使用する名刺

(2) ロゴマーク

- ・学校指定用品（体育服、帽子など）
- ・学校や教育委員会が作成する印刷物、ホームページ
- ・学校が作成し使用する封筒類の文具等
- ・学校教職員が業務のために使用する名刺

4. 予算及びスケジュール

(1) 予算

令和6年度予算で対応

(2) スケジュール

6年度

4～ 5月 制作方法の決定

6～ 8月 制作者の選定・決定

9～11月 デザイン作成

12～ 3月 住民アンケート、最終選考、成果品納品

7年度

校旗、掲揚旗、校舎への壁画等の作成

5. 制作者の選定方法

(1) 選定方法

企画提案競技（公募型プロポーザル方式）でデザイナー1 者を選定する。

デザイナーは、「桜島学校の校章等制作業務企画提案競技審査委員会（仮称）」を設置し、審査する。

【選定からデザイン作成の流れ】



- ・企画提案競技審査委員会を設置し、参加資格・作品基準・選定基準等を決定
- ・企画提案競技審査委員会で、企画書と「校章」の参考デザインを審査しデザイナーを選定。
- ・デザイナー選定後に、複数デザインの「校章」を作成し、住民アンケート。
- ・「校章」デザイン決定後に、ロゴマークは制作する。

【参考】プロポーザル方式

意味	最も適した提案書（プロポーザル）を提示した提案者を選定する方式。提案内容以外にも事業実施方針や事業実績などを含めた提案書の提出を求め、提案者を総合的に評価して選定する。
提案内容	技術提案（具体的なデザイン案までは不要でもよい）
評価対象	デザイナー
対価	委託料

(2) 桜島学校の校章制作等業務企画提案競技審査委員会（仮称）

審査基準に沿った評価視点を勘案し、外部委員を含めた7名程度を選出する。

[評価視点]

- ・テーマ（桜島学校の目的・価値）への理解
- ・学校施設との親和性
- ・デザインの審美眼
- ・業務遂行能力

[業務内容]

- ・受託候補者を選考するための審査基準に関すること。
- ・企画提案書等の審査及び受託候補者の特定に関すること。
- ・その他教育長が必要と認める事項に関すること。

(2) 今後の詳細なスケジュール (案)

★：整備検討委員会への報告

